

岡山市告示第 689 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 3年 8 月 24 日

岡山市長 大 森 雅 夫



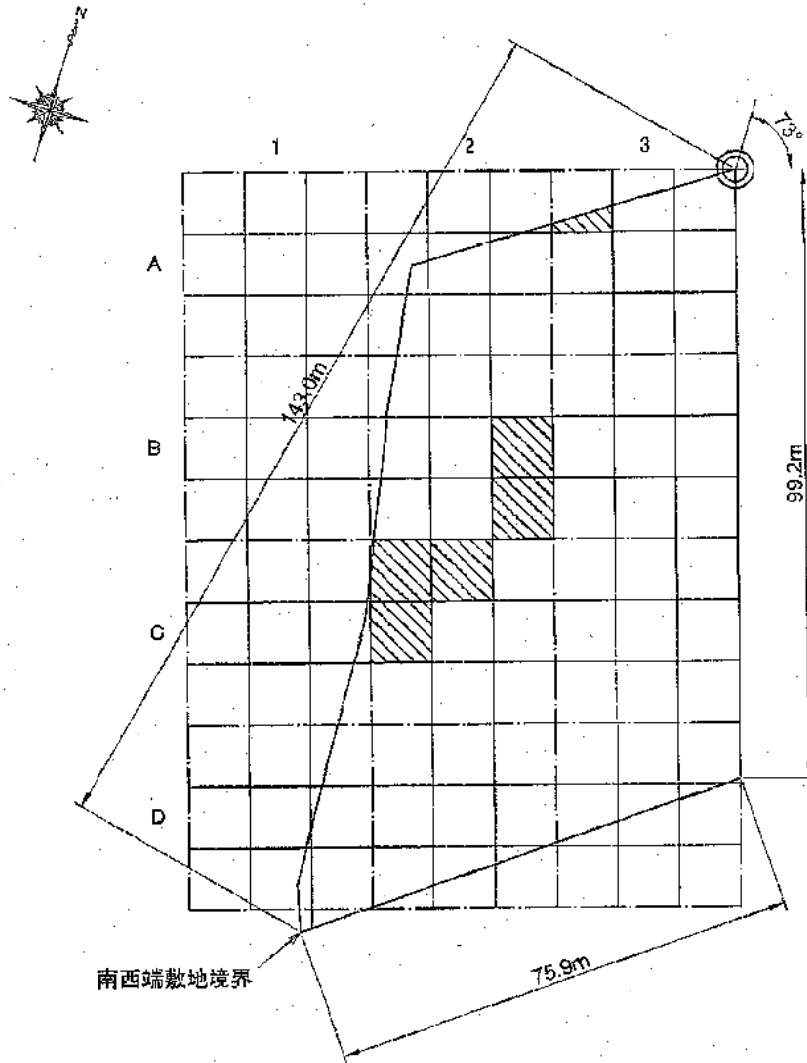
1 指定する区域

岡山市東区鉄395番1の一部、395番2の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(別図) 指定する区域



<起点>

南西端敷地境界から143.0m, 南西端敷地境界から南側敷地境界沿いに75.9mの地点から北方へ99.2mの距離の地点とする。

<形質変更時要届出区域>


A3 1, B2-6, B2-9, C2-1, C2-2, C2-4
 単位区画数: 6 区画
 区域の面積: A=525.9m²

<格子の回転角度>

73°

格子の回転角度は, 起点を通り, 東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行に10m間隔で引いた線より形成される格子を, 起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 敷地境界(調査範囲)
- 単位区画
- 30m格子
-  形質変更時要届出区域